

## 令和5年度鳥取県登録省エネ診断員トライアル派遣事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、鳥取県登録省エネ診断員のスキルアップを図るとともに、鳥取県内の事業所を脱炭素経営へ誘導することを目的として鳥取県が実施する、鳥取県登録省エネ診断員トライアル派遣事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要項において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 診断員 鳥取県登録省エネ診断員登録要綱（令和5年3月30日付第202300005352号鳥取県生活環境部長通知）に基づき登録された鳥取県登録省エネ診断員をいう。
- (2) 省エネ診断 事業所における照明、空調、冷凍冷蔵機器及びボイラー等によるエネルギーの使用状況を調査することでエネルギー使用のムダを可視化し、運用改善や設備更新による省エネルギー化のポテンシャルを明らかにすることをいう。本事業においては、比較的実務経験の浅い診断員による簡易な省エネ診断を指す。
- (3) 事業所 事業活動を行う法人又は個人（中小企業基本法に定める中小企業者又は会社法上の会社に該当しない事業者で年間エネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル未満の者に限る。以下「事業者」という。）がその事業活動を行うための鳥取県内の拠点をいう。

### (事務局)

第3条 本事業の実施に際し、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（愛称「ゼロカーボンとっとり」）に事務局を置き、その事務を処理する。

- 2 事務局には、診断員へ必要な助言を行うことができるアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くこととする。
- 3 事務局は、省エネ診断に必要なマニュアル類及び診断書等の様式（以下「マニュアル等」という。）を定め、診断員に提供するものとする。

### (診断員の責務)

第4条 本事業において、診断員は、省エネ診断に主体的に取り組むとともに、自己のスキルアップに努めるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 本事業において省エネ診断を受ける事業者は、本事業の目的及び性質を十分理解し、診断員へ必要な配慮をするとともに、事務局が行うヒアリングやアンケートに協力するものとする。

### (対象事業所)

第6条 本事業による省エネ診断の対象事業所は、その用途が事務所（オフィス）、店舗・小売店又は宿泊施設（旅館・ホテル）のいずれかに該当する事業所とし、件数は10か所程度とする。

### (申込手続)

第7条 本事業において省エネ診断を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、鳥取県登録省エネ診断員トライアル派遣申込書（様式第1号）を電子メールにより事務局へ提出するものとする。

- 2 事務局は、前項の規定による申込書を受領した後、申込者へ電気使用量等必要なヒアリングを実施したうえで診断員とのマッチングを行い、派遣する診断員を決定し、電子メールにより当該診断員へ省エネ診断を依頼するものとする。

ただし、マッチングが不調となった場合はこの限りでない。

- 3 前項の規定により派遣されることとなった診断員は、省エネ診断を受けることとなった事業所（以下「被診断事業所」という。）の担当者との間で必要な連絡調整を行ったうえで診断実施予定日を決定し、事務局に報告するものとする。

- 4 事務局は、診断実施予定日の決定後速やかに、診断実施予定日、被診断事業所の名称等及び派遣する診断員について、電子メールにより脱炭素社会推進課長に報告するものとする。

(省エネ診断の実施及び結果報告)

- 第8条 第7条第2項の規定により依頼を受けた診断員は、マニュアル等に従って被診断事業所の省エネ診断を行い、アドバイザーの助言及び確認を受けて診断書を作成するものとする。
- 2 診断員は、前項の規定により作成した診断書の内容について、原則対面で被診断事業所の担当者に説明するものとする。
  - 3 診断員は、第1項の診断書に前項の説明結果を添えて、電子メールによって事務局に報告するものとする。
  - 4 事務局は、前項の報告を受けたときは、被診断事業所の担当者にアンケートを実施するものとする。
  - 5 事務局は、本事業によるすべての省エネ診断が終了した時は、鳥取県登録省エネ診断員トライアル派遣事業実施報告書(様式第2号)を作成のうえ、第3項の診断書及び前項のアンケート結果等必要な書類を添付して令和5年12月20日(水)までに電子メールにより脱炭素社会推進課長に提出するものとする。

(診断料及び謝金)

- 第9条 本事業において事業者が負担する診断料は、無料とする。
- 2 事務局は、本事業において省エネ診断を実施した診断員に対し、謝金を支給するものとする。
  - 3 前項の規定により支給する謝金の額は、省エネ診断を実施した事業所1か所あたり3万円とする。

(その他)

- 第10条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に際し必要な事項は、脱炭素社会推進課長が定める。

附 則

この要項は、令和5年9月1日から施行し、令和5年度の事業に限り適用する。